

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県庄内町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

山形県庄内町長

公表日

令和2年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)
②事務の概要	<p><国民健康保険関係業務> 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に基づき、国民健康保険の資格管理事務、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する保険給付事務及び国民健康保険税の賦課、徴収事務を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の各種届出に関する事務。(国民健康保険法第九条) ②他市町村の所得情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)から委託を受けた国民健康保険中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保険診療報酬支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険システム・収納管理システム・滞納管理システム・団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)・中間サーバー・国保総合システムおよび国保情報集約システム・医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
	<ul style="list-style-type: none">・被保険者台帳情報ファイル・賦課情報ファイル・給付情報ファイル・収納情報ファイル・滞納情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p><国民健康保険関係業務> ・番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項) ・同法別表第一省令第16、24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会事務> ・番号法第19条第7号 別表第二(27、42、44の項) ・同法別表第二省令第20、25、26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	税務町民課	
②所属長の役職名	税務町民課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	山形県庄内町役場 総務課 文書法制係 〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132-1 電話:0234-43-2211	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	山形県庄内町役場 税務町民課 国保係 〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132番地1 電話:0234-42-0152	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-5.評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	税務町民課長 門脇有	税務町民課長	事後	
令和1年6月28日	I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課総務係	総務課 文書法制係	事後	
令和1年6月28日	II-1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策		(新規追加)	事後	
令和2年4月1日	I 1.①事務の名称	国民健康保険関係事務	国民健康保険関係事務 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の	事前	
令和2年4月1日	I 1.②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)及び地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)に基づき、国民健康保険の資格管理事務、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する保険給付事務及び国民健康保険税の賦課、徴収事務を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①被保険者の各種届出に関する事務。(国民健康保険法第九条) ②他市町村の所得情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定)</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>(追記)</p> <p><国民健康保険関係業務> (略)</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)から委託を受けた国民健康保険中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保険診療報酬支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	事前	
令和2年4月1日	I 1.③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム ・収納管理システム ・滞納管理システム ・団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ) ・中間サーバー ・国保情報集約システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム ・収納管理システム ・滞納管理システム ・団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ) ・中間サーバー ・国保総合システムおよび国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバー等 	事前	
令和2年4月1日	I 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項) ・同法別表第一省令第16、24条 	<p><国民健康保険関係業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項) ・同法別表第一省令第16、24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	
令和2年4月1日	I 4.②法令上の根拠	<p>(情報照会事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二(27、42、44の項) ・同法別表第二省令第20、25、26条 	<p><情報照会事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二(27、42、44の項) ・同法別表第二省令第20、25、26条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	
令和2年4月1日	I 5.②所属長の役職名	税務町民課長 門脇 有	税務町民課長	事後	
令和2年4月1日	II 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和2年4月1日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II 2.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託		(新規追加)	事前	